

# 警備のご案内



株式会社 さいたま管理システム  
住所 〒330-0062 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4丁目  
5-16 KSビル北浦和 303  
電話番号 048-749-1237  
FAX 048-852-2536  
Email info@saitama-kanri.jp

# 会社概要

## ● 企業理念

- 「お客様」に満足いただけるサービスの提供に努めます。
- 堅実な経営のもと社会に信用され必要とされる企業を目指します。
- 地域社会との共生、環境にやさしい企業の確立を目指します。

## ● 会社概要

名称 株式会社 さいたま管理システム

住所 〒330-0062 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4丁目5-16 KSビル北浦和 303

電話番号 048-749-1237

FAX 048-852-2536

Email info@saitama-kanri.jp

資本金 10,000,000円

設立 平成14年2月20日

従業員数 役員数5名 従業員数40名

取引銀行 株式会社足利銀行 浦和支店

主要取引先 さいたま市

財団法人 さいたま市公園緑地協会

## ● 保有資格名称

警備員指導教育責任者 雑踏警備業務2級検定 ボイラー技士 危険物取扱者

プール施設管理士 プール衛生管理者 上級救命技能認定

応急手当普及員

日本赤十字社水上安全法救助員

日本赤十字社救急法救急員

日本体育協会水泳上級教師 水泳指導管理士

日本赤十字社幼児安全法支援員

## ● 事業内容

警備業法に基づく警備業務

スポーツ教室カルチャースクールの企画経営

公共施設の管理運営

建物の清掃業務

建物の総合管理

警備事業用ソフトウェア開発及びネットワーク管理

# 事業案内

## ●施設警備、プール監視等

- ・施設警備 …ビル管理に伴う守衛業務や駐車場管理からストーカー対策や恐喝等の対策まで、様々なニーズにお応えします。
- ・プール監視 … 経験豊富で様々な資格を取得したライフセイバーが、ご来場者様の安全を見守り、救護を行います。  
平成元年から様々なプールに於いて実績を重ね、ご好評を頂いております。

主な取引先： 施設警備…セレモニー大宮ホール  
プール監視… さいたま市下落合プール さいたま市三橋総合公園室内プール  
指定管理(プール監視を含む)…さいたま市見沼ヘルシーランド さいたま市堀崎公園

## ●交通誘導、イベント警備等

- ・交通誘導警備 … 土木・建築工事現場などで、車両や歩行者の安全を確保するための誘導を行います。
- ・イベント … 様々な興行の会場や祭礼、冠婚葬祭等、人ごみとなる場所で安全を確保するための誘導を行います。

※イベント会場や祭礼等に於ける人混みの誘導には、検定合格者の配置義務があります。

主な取引先： 三和設備工業株式会社 株式会社コンス 株式会社白鳥機工  
未来都建設株式会社(理化学研究所等)  
シン建興業株式会社(国際興業バス、蕨市役所等)  
初雁興業株式会社 等



## ●警備業務新任・現任教育講師請負

ただビデオを見せるだけではない、本格的な話術と学校等での豊富な教育経験を積んだ講師が、法定新任教育や現任教育の講師を請け負います。

懇切丁寧なテキストや資料も配布致します。(実費又はお客様による印刷となります)

また、教育実施簿の作成も、ご希望により請け負います。

対応する業種は全業種です。お気軽にご利用ください。

※法定新任教育の内、8時間と、現任教育の内1時間は、受講者所属会社の講師が教育を行う義務があります。

# 教育

警備業法に定められた30時間以上(特例等を除く)の法定研修を、ビデオを流すのみという事のない、充実した内容で実施致しております。当社の警備員は、この教育完了後に現場へと配属されております。また、同法に定められた15時間以上(特例等を除く)の業務別教育も、配属先に合わせて行なっております。

## ● 新任教育(法定研修)

### ・基本教育(15時間以上)

- ・ 警備業務実施の基本原則
  - └ 警備業法の制定について
  - └ 警備業実施の基本原則について
  - └ 施設管理権について
- ・ 警備業法の適正な実施に必要な法令
  - └ 憲法
  - └ 基本的人権
  - └ 刑法
  - └ 刑事訴訟法
  - └ 道路交通法
  - └ 遺失物法
- ・ 警備員としてのモラル・指導及び教育の重要性
- ・ サービス業としての警備業
- ・ 警備員の求められる信頼感
- ・ 事故発生時における警察・消防機関への連絡
- ・ 応急の処置
- ・ 基本姿勢と礼式、護身術
- ・ 事故防止 など

### ・業務別教育(15時間以上)

<不審物や危険物対応、緊急時対応等の共通項目の他に、以下の業種別での実務教育を実施>

- ・施設警備:立哨、受付業務、出入管理、巡回等実務に即した内容
- ・交通誘導:通行止め、車線変更、片側交互通行、雑踏等の誘導や、車両管理、立哨等、実務に即した内容
- ・身辺警備:随伴時のフォーメーション、不審者の検索・対応、郵便物等の取り扱い等実務に即した内容

## ● 現任教育(法定研修)

警備業法により半年に一回義務付けられている現任教育です。

内外の講師による講義や実務等を、現状に即した内容で行うとともに、隊員同士の討議を行う事により、現場の実情を踏まえた問題提起と解決を試みております。

遵法意識のみならず、お客様のために教育を行う事が、弊社の教育のコンセプトです。

## ● 指導(法定)

警備業法により、月毎に定期的な実地指導が義務付けられております。現場を資格者が巡察し、現状を直接把握する機会でもあり、より優れた隊員の育成とサービスの実現を目指して行なっております。

## ● 保有資格

警備員指導教育責任者(全業種)…1名 雑踏警備業務2級検定…1名 応急手当普及員…4名

プール施設管理士…1名 プール衛生管理者…3名 上級救命技能認定…6名

日本赤十字社水上安全法救助員…8名 日本赤十字社救急法救急員…10名

日本体育協会水泳上級教師…3名 水泳指導管理士…1名 日本赤十字社幼児安全法支援員…15名